

西条市地域創生センター 産学官連携研究室入居者募集要項

平成27年12月21日

西 条 市

第1 募集の内容

平成28年4月に開館する西条市地域創生センター（以下、「センター」と称す）では、2階に設置する産学官連携研究室の入居者を募集いたします。

第2 センターの概要

1 開 館

平成28年4月1日 開館

2 所 在 地

愛媛県西条市ひうち1-16

3 センターの設置目的

産学官連携及び人材育成を通じて企業等の事業活動等を支援し、産業振興等による交流人口及び滞在人口の増加を図り、持続可能な地域社会の実現に資する。

4 開館時間及び休館日

(1) 開館時間 8時30分から22時まで

(2) 休館日 12月29日から翌年の1月3日まで、その他臨時休館あり

5 施設設置者

西条市

第3 産学官連携研究室の概要

1 設置目的

西条市における産学官連携及び人材育成を通じて企業等の事業活動等を支援することを目的に、高等教育機関等が使用する施設のこと。

2 入居条件

(1) 企業等と共に産学官連携による事業活動支援又は人材育成に取り組もうとする大学、大学院、短期大学、高等専門学校等

(2) 他の企業等と共に産学官連携による事業活動支援に取り組もうとする企業等

3 産学官連携研究室の一覧

- ◆産学官連携研究室1（事務室タイプ） 40.1㎡
- ◆産学官連携研究室2（事務室タイプ） 33.5㎡
- ◆産学官連携研究室3（実験室タイプ） 37.3㎡
- ◆産学官連携研究室4（実験室タイプ） 32.5㎡
- ◆産学官連携研究室5（講義室タイプ） 76.4㎡

※入居いただく部屋は申請者からのご希望をお聞きした上で西条市が決定します。

※既に入居いただいている場合など、ご希望に添えない場合もあります。

4 入居可能日

平成28年4月1日以降

5 利用可能日

上記センター休館日に関係なく年中使用することができます。

6 利用可能時間帯

上記センター開館時間に関係なく終日使用することができます。

7 入居期間

使用開始日から5年間とします。ただし、市長が必要と認めるときは、引き続き同一人に対して使用を許可することができます。

第3 入居基本条件

1 設備・備品

- (1) 躯体、換気設備、給排水設備、電気設備、配線、コンセント等の設備については、既存設備を活用してください。
- (2) 外線電話、FAX、LAN回線などが必要であれば既存施設の改修も可能としますが、その場合においては市の許可を得た上で、使用者の自己負担で改修してください。
- (3) 必要と想定される備品や消耗品は、使用者が準備してください。
- (4) 使用期間終了時には、使用者の負担と責任において、退去する日までに原状に復して西条市に渡すことを原則とします。

2 事業の委託転貸及び譲渡の禁止

産学官連携研究室を他者に転貸することはできません。

3 入居使用料及び維持管理に要する費用

産学官連携研究室の使用には、入居に伴い発生する使用料（以下、「入居使用料」と称す）に加え、産学官連携研究室の使用に伴い発生する維持管理に要する費用が必要となります。また、電気代は使用量に応じて実費負担となります。

（１）入居使用料

◆産学官連携研究室 1（事務室タイプ）	15,500円
◆産学官連携研究室 2（事務室タイプ）	13,000円
◆産学官連携研究室 3（実験室タイプ）	14,400円
◆産学官連携研究室 4（実験室タイプ）	12,600円
◆産学官連携研究室 5（講義室タイプ）	29,600円

（２）維持管理に要する費用

◆産学官連携研究室 1（事務室タイプ）	1,100円
◆産学官連携研究室 2（事務室タイプ）	900円
◆産学官連携研究室 3（実験室タイプ）	1,000円
◆産学官連携研究室 4（実験室タイプ）	900円
◆産学官連携研究室 5（講義室タイプ）	2,000円

4 減免措置

産学官連携研究室の入居にあたっては、入居目的によって減免できる場合もありますので、別途ご相談ください。

5 駐車場の使用

産学官連携研究室を常時利用される方のうち駐車場を必要とされる方は、西条市の許可を受けて駐車スペースを確保してください。（1台1,500円/月）

6 シャワー室の使用

産学官連携研究室を利用される方は、西条市の許可を受けてシャワー室を使用することができます。（1人100円/回）

7 センター実施事業への協力・参画

センターで実施する西条市の関連事業には協力するとともに、積極的に参加するよう努めてください。

第4 入居申請方法等

1 入居条件

西条市地域創生センター設置及び管理条例で定める入居条件を満たした方となります。

- (1) 企業等と共に産学官連携による事業活動支援又は人材育成に取り組もうとする大学、大学院、短期大学、高等専門学校等
- (2) 他の企業等と共に産学官連携による事業活動支援に取り組もうとする企業等

2 申請者資格

上記のうち第2号の入居条件にもとづいて入居を希望する法人にあつては、センターの設立目的を理解して運営に協力し、以下の条件に該当しない方に限ります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加資格）の規定に抵触する者
- (2) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て中又は更正手続き中の者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立て中又は再生手続き中の者
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納している者
- (5) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する正当その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員ではなくなった日5年を経過していない者及びその統制下にある者

※ この事項については、西条市から愛媛県警察本部に対し、提出いただいた役員名簿の調査・照会を行います。

- (7) その他市長が不相当と認める事項

2 申請方法

(1) 申請方法

空室がある場合は随時受付いたしますので、西条市企画情報部地域創生室へご連絡ください。

(2) 申請に必要な書類

- ① 産学官連携研究室入居許可申請書（指定様式）
- ② 事業計画書（様式自由）
- ③ 実施体制図（様式自由）
- ④ 定款又は寄付行為

- ⑤ 当該法人の履歴事項全部証明書（第2号の入居条件に該当する場合のみ）
- ⑥ 会社概要のわかる資料・パンフレット
- ⑦ 決算書及び納税証明書（過去3年分）

（3）提出部数

◆第1号の入居条件にもとづく場合（大学、大学院、短期大学、高等専門学校）

- 上記① 押印したもの1部
- 上記②③⑥ 1部
- 上記④⑦ 複写1部
- 上記⑤ 必要無し

◆第2号の入居条件にもとづく場合（事業活動支援に取り組もうとする企業等）

- 上記① 押印したもの1部、複写7部
- 上記②③⑥ 8部
- 上記④⑤⑦ 複写8部

3 入居審査の方法

- （1）入居申請書が提出、受理された段階において、西条市が設置する西条市地域創生センター入居等審査委員会が審査します。ただし、大学、大学院、短期大学、高等専門学校等が第1号の入居条件にもとづき申請する場合は、入居等審査委員会における審査を省略して書面審査とします。
- （2）入居等審査委員会における審査においては、申請者がプレゼンテーションを実施いただきます。また、選定に要する資料の追加提出等を求めることがあります。
- （3）審査結果は審査終了後速やかに通知いたしますが、審査期間には約1ヵ月程度の期間が必要となります。なお、選考理由及び結果等に対する問合せには応じません。

4 その他

- （1）企画提案書その他に虚偽の記載をした場合は、応募申込の行為を無効とし、許可後には許可を取り消すことがあります。
- （2）提出された書類は返却いたしません。
- （3）事業期間中において業務の中間報告を求めたときは、速やかに報告してください。

各種書類提出先、問合せ先

西条市企画情報部地域創生室 担当：渡部、大久保

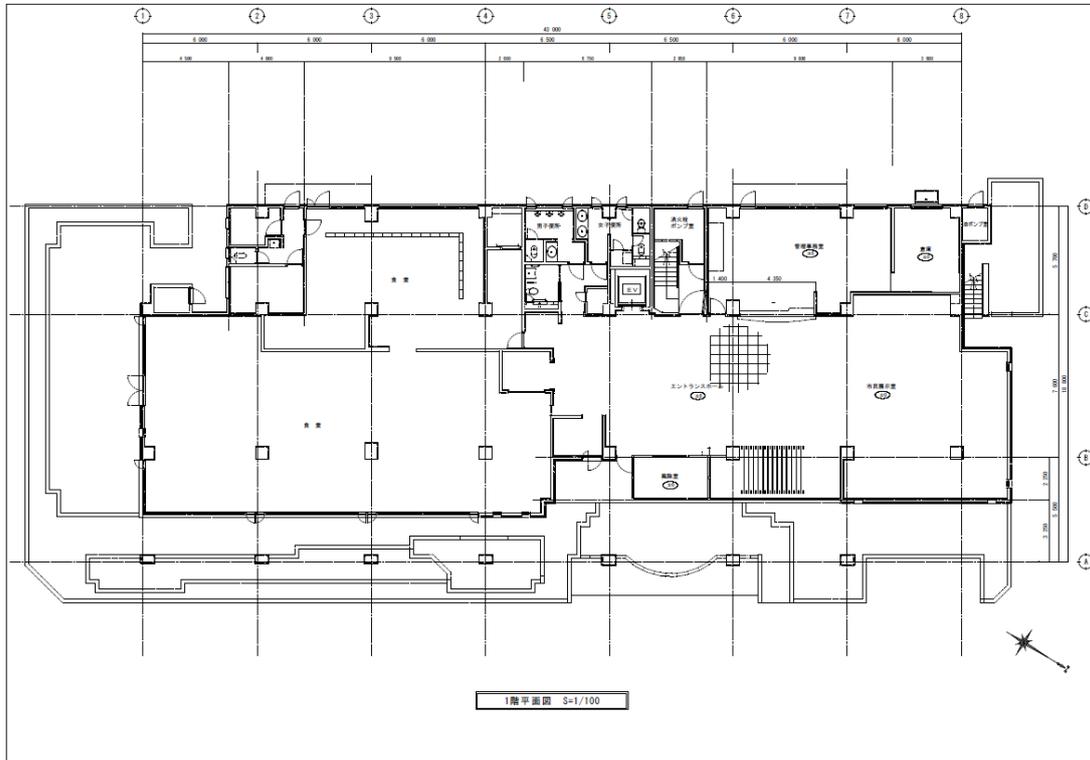
電話 0897-52-1280 FAX 0897-52-1230

メールアドレス chiikisosei@saijo-city.jp

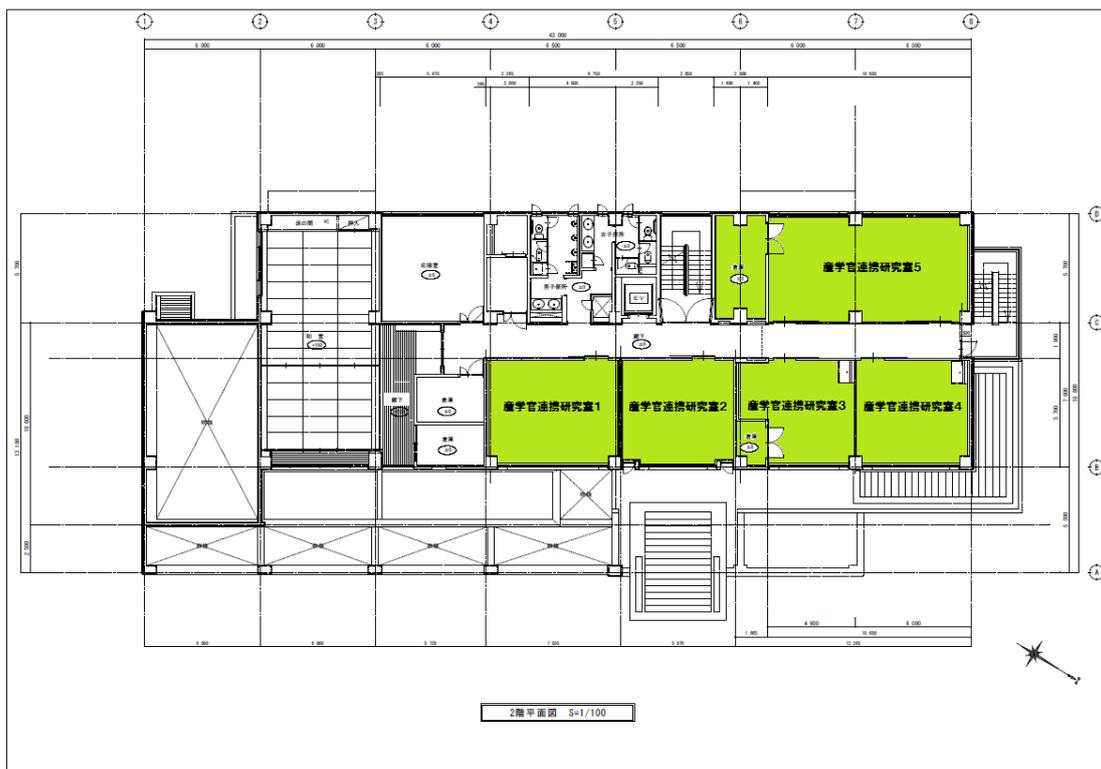
(参考資料) 西条市地域創生センター 平面図

※平面図詳細が必要な場合は、西条市地域創生室へご連絡ください。

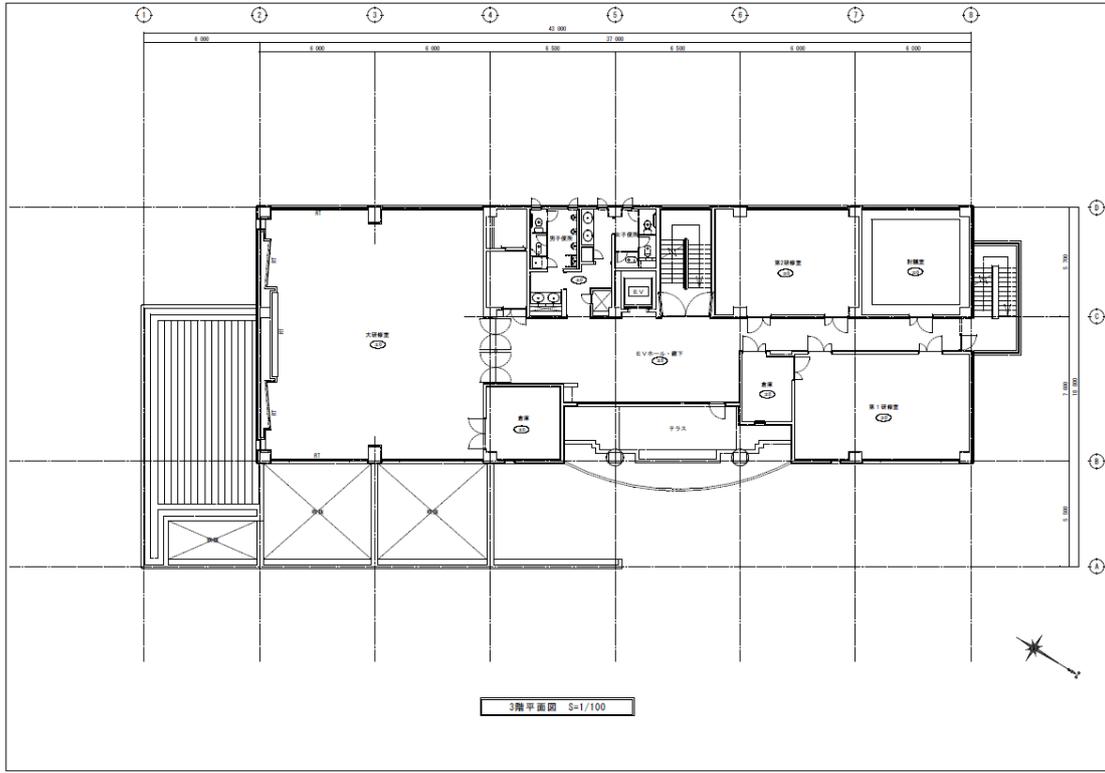
1階



2階



3階



4階

